

福島原子力惨禍の被害に心をお寄せ下さる世界中の皆さまへ 国連人権理事会でのスピーチを終えて

森松明希子(東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream / サンドリ)

3月19日、スイスのジュネーブの国連人権理事会本会合でのスピーチを終えて、日本時間の23日に無事帰国しました。昨年11月に開かれた人権理事会の作業部会で、複数の国が、区域外避難者を含む被害者への継続的な支援、許容放射線量を年間1ミリシーベルトに戻すこと、帰還に関する意思決定プロセスへの住民参加の促進などを勧告、日本政府は3月5日までにこれらに同意しましたが、市民をまもるための施策はほとんど実施してこず、放射線量の高い地域への帰還政策にばかり力を注いでいると訴えました。

渡欧中はずっとタスキを掛け続けて行動していました。ジュネーブに同行してくれた他の避難親子とともにあるということ、そして、たくさんの同じ思いをもってそれぞれの場で黙ることなく声を上げ続けてくださっているすべての被災者・避難者の方々とともにあるということ、何より、声なき声、声にならない思いを抱いている人々とともにあるということ、その思いを力に変えたいとの思いからでした。また、それと同様に、福島原子力惨事をご自分ごととして心を痛み、共に考え声を上げ、サポートし続けてくださったすべての方々の思いに守られているようで、私自身の気持ちを落ち着かせ、勇気を持って行動するために掛け続けていたタスキでした。

国連でのスピーチは、一通過点に過ぎません。帰国して何一つ変わっていない、一般市民社会の声が反映されることない日本の現状(惨状)を目の当たりにしてはいますが、世界の方々は確実に、一人でも二人でも気づく人はいるはず。特にフランスでの市民社会の意識の高さは、途切れることない質問の数々、その内容に、私は大変感銘を受けました。被害を受けるのも一般の人々であるのなら、それを変えることができるのも主権者である私たち一人一人なのだという、それを国内だけでなく海外に出てもまた、知り、体感することが出来ました。

日本に戻って来て、民主主義の根幹を揺るがす事態が起きているにもかかわらず、一見「見た目」だけは「平和」そうに見える日本社会ではありますが、気づいた者がその責任を果たしていくこと、息切れすることなく、自然に、息をするように「個人の尊厳」が守られ平和のうちに生きることが当たり前になる社会を取り戻していく活動にこれからも全力で取り組んで参りたいと思います。これからも、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



マレーシアのレアアース製錬工場の環境汚染の現状 ARE事件とライナス社問題

和田喜彦(同志社大学経済学部)

(1) エイジアンレアアース社 (ARE) 事件の現況

マレー半島西部イポー市近郊のプキ・メラ村で、エイジアンレアアース社 (ARE) がレアアース製錬工場を1982年~94年まで操業した。AREは、発生した放射性廃棄物(ウラン、トリウム)を周辺の池、道路脇などに大量に違法投棄した。その結果、周辺住民の中に白血病や先天性障害などで苦しむ人々が現れた。この「エイジアンレアアース社事件(「ARE事件」)には、親会社の三菱化成株(現在の三菱ケミカル)が深く関与していた。

ARE事件現場のうち裁判の証言で明らかになった箇所は除染された。しかし、証言漏れとなった箇所があるという不安の声を住民から聞いた筆者は、地元の研究者とともに現地調査を2012年より3回実施した。違法投棄を請け負った高齢の処理業者に面会し、未除染が疑われる場所を教してもらい、ガンマ線量を計測し、土壌サンプルを採取し、大阪大学の福本敬夫氏に濃度分析を依頼した。

2015年12月、ガンマ線量の平均値が4.59シーベルト/時(通常約100倍)である場所を見つけた。そこは高圧送電線の下空き地で、牛が草を食べていた。近隣には倉庫や工場が立地して

いる。土壌を分析した結果、ウランの濃度が最大で453ppmを示し、カナダ政府の土壌の環境基準(居住地域)23ppmの20倍であった。トリウム汚染はより深刻で最大で6,263ppmを示し、EUの建築材用の基準(49ppm)の128倍であった。未除染箇所はもう一箇所見つけた。三菱ケミカルとAREは早急に除染を実施すべきである。

(2) ライナス社レアアース製錬工場による汚染の可能性

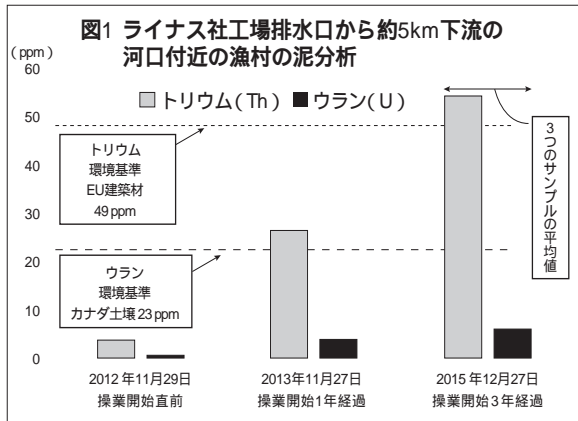
次に、2012年にマレー半島東岸部クアンタン市近郊に建設されたレアアース製錬工場の環境影響について述べる。この工場については、日本政府も石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)を通じ約225億円を出融資している。納税者としても看過できない問題だ。

豪州の鉱山会社・ライナス社は、レアアース製錬工場を環境基準が厳しい自国を避け、マレーシアにつくった。ところが、海外の研究機関によって放射性廃棄物保管施設の欠陥が指摘さ

れ、また福島原発事故がARE放射能汚染事件の悪夢を思い起させ、住民の反対運動が活発化した。

結局、政府の許可を得たライナス社は2012年12月操業を開始した。我々の調査で、ここでも環境汚染の可能性を示唆する数字が出てきた。工場排水口から約5km下流の河口付近の泥を分析した結果、操業開始後、放射性物質の濃度が増大していた(図1:トリウム濃度はEU基準を超過した)。猛毒のヒ素濃度も操業3年後には55倍に増加していた。操業前は非検出であった鉛濃度は、3年後に108ppmにまで上っていた。

日本政府は出融資者としていったん操業停止させ、第三者による調査を実施させるべきだ。ARE事件の惨劇を二度と繰り返すべきではない。むしろ、ARE事件で失墜した日本の信用を挽回するためにも社会環境配慮を徹底させるべきである。



美瑛町に放射性物質等を持ち込ませない条例

*北海道美瑛町議会で3月16日可決・公布

(目的)

第1条 この条例は、放射性物質等による被害から町民の生命と財産を守り、現在及び将来において町民が安心して暮らせる生活環境を保障し、自然と調和した地域の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「放射性物質等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 原子力関連施設から発生する使用済燃料
- (2) 前号に規定する使用済燃料を再利用又は廃棄する過程で発生する

様々なレベルの放射性物質等(基本理念)

第3条 町民は、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを受容する権利を有するとともに、本町の豊かで実り多い大地や美しい農村景観は、開拓以来、先人から受け継ぎ、次の世代へ引き継ぐために守るべき貴重な財産であり、このかけがえのない郷土を、町及び町民がそれぞれの役割を担いながら、将来にわたって協働して守り育ていかなければならない。

(基本施策)

第4条 町は、いかなる場合も放射

性物質等を町内に持ち込ませない。
2 町は、放射線物質等の処分、保管及び研究等に関する全ての調査及び施設の建設を受け入れない。

3 この条例は、医療用放射性物質の利用を妨げるものではない。

(町の責務)

第5条 町は、第3条の基本理念のっとり、必要な施策を総合的に推進しなければならない。

2 町は、必要があると認めるときは、前条の基本施策を実施するための措置を講じなければならない。

(町民の義務)

第6条 町民は、第3条の基本理念のっとり、町が実施する施策に協力しなければならない。

附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

核廃棄物等拒否条例制定自治体(合併により無効となった自治体を除く)

- 北海道(処分研究は容認)
- 北海道幌延町(処分研究は容認)
- 北海道美瑛町
- 宮城県大郷町
- 宮城県加美町(指定廃棄物処分場拒否)
- 栃木県塩谷町(町長の許可が要件=実質拒否)

- 岐阜県土岐市
- 京都府宮津市(市長の許可が要件)
- 島根県西ノ島町
- 高知県東洋町
- 鹿児島県南大隅町
- 鹿児島県西之表市
- 鹿児島県中種子町
- 鹿児島県南種子町
- 鹿児島県十島村
- 鹿児島県宇検村
- 鹿児島県錦江町
- 鹿児島県東串良町
- 鹿児島県肝付町